その他

◎弾道ミサイル攻撃への対応事例【警報発令時の初動行動】

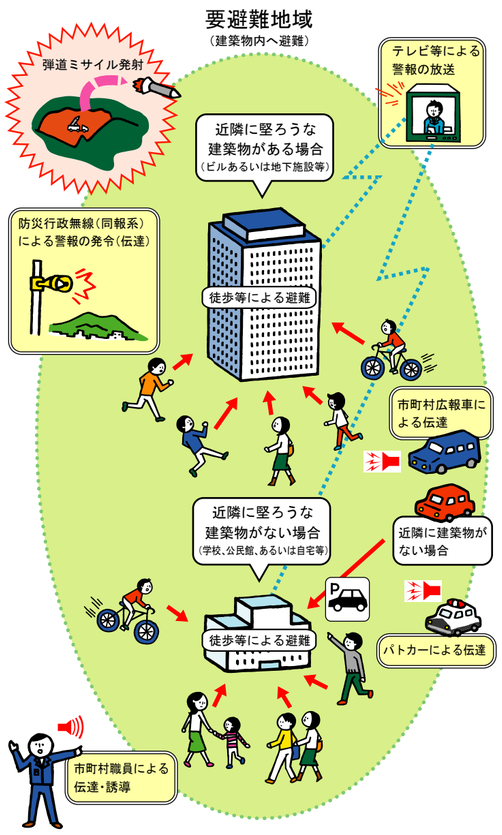

◎列車等の爆破への対応事例【救援等】

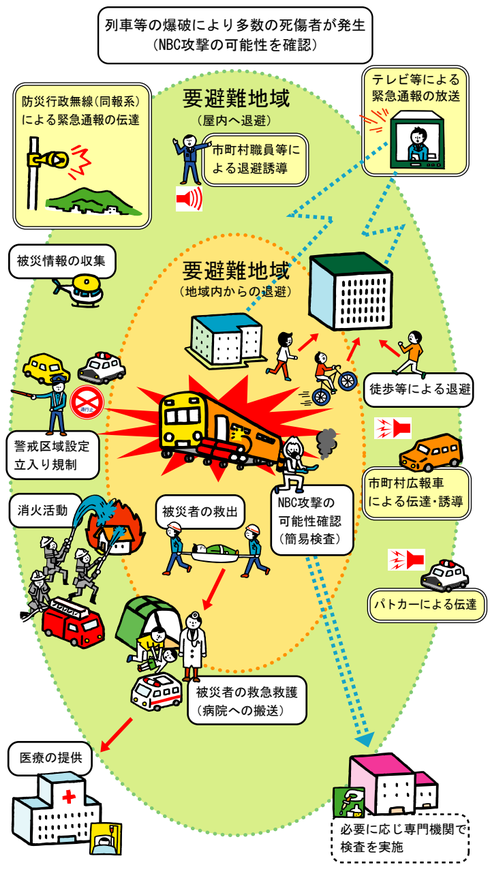

Q 避難は、どのようにすればいいの？

A
- 避難しなければならない地域（要避難地域）や避難先となる地域（避難先地域）は、国が武力攻撃の現状や今後の予測等をもとに指定することになります。
- 要避難地域に指定された地域の住民は、市町村が策定する「避難実施要領」に基づき、原則として、徒歩またはバスなどの公共交通機関等を利用して避難することになります。
- 市町村の避難誘導に従わずマイカーを利用した場合、交通渋滞などの混乱が発生する恐れがあります。

■国民保護法に関する情報は・・・

内閣官房のホームページ「国民保護ポータルサイト」でもご覧になれます
http://www.kokuminhogo.go.jp

■お問い合わせ：福岡県総務部消防防災安全課
●TEL　092-651-1111（代表）　●FAX　092-643-3117　●E-MAIL　shobo@pref.fukuoka.lg.jp
●ホームページ　http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/kokuminhogo/toppage.htm

［特殊標章］
国民保護に携わる者を識別するため、ジュネーヴ諸条約等で定められている標章

福岡県

平成20年3月改訂

「国民保護」ってなに？

国民保護法と福岡県国民保護計画